

# 2021年度に向けた政策・制度要求と提言 回答

## 〈連合神奈川〉

### 【経済・産業政策】

1. 多発する各種災害を受け、各企業における「事業継続計画（BCP）」については、事業継続と雇用確保に向けた施策はもとより、事業所を避難所として提供するなど、地域への貢献をはかる計画となるよう、改定・策定を促進すること。

また、これからBCPを策定していく中小企業に対する策定支援について、技術的支援を行うとともに、企業の防災対策の強弱を入札時の加点要素に加えるなどBCP改定・制定のインセンティブを導入すること。

#### 〈経済局〉

中小企業が災害による被害を軽減し、事業を継続していくために、国が創設した「事業継続力強化計画」を策定するセミナーを実施しています。防災・減災対策として必要な取組を計画としてまとめ、経済産業大臣の認定を受けることで、国による防災・減災設備に対する税制優遇、補助金の優先採択のほか、横浜市や日本政策金融公庫による低利融資等の優遇制度を活用いただけます。また、「事業継続計画（BCP）」についても、引き続き策定支援を行っていきます。

2. 地域産業を支える中小企業の国際競争力強化や自立的成長を促すため、新興国等の海外市場へのアクセスを可能とする情報・ノウハウ提供、人材獲得・育成支援、資金調達支援など総合的な支援を強化すること。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、海外依存から国内回帰を検討する企業への各種支援をすすめること。

#### 〈経済局〉

公益財団法人横浜企業経営支援財団（IDEC横浜）において、市内の中小企業者等の皆様が抱える様々な課題等について総合的にお応えする「ワンストップ経営相談窓口」を設けており、経営相談員による資金調達、国際ビジネス、税務、労務、知財等の経営に関する総合的な相談対応を行っています。海外ビジネスに関しては、貿易実務や海外販売促進等に関する相談受付や、セミナー等による情報発信、海外からのインターンシップ生の受入事業をはじめ、販路開拓や展示商談会に対する支援等を実施しています。また、国内回帰を検討する企業の相談についても対応しています。

3. 東京 2020 オリ・パラ大会が延期になったが、国内外の観光客を誘致する観光コンテンツやそれらを活用した周遊モデルの発信、宿泊施設の確保に引き続き取り組むこと。

あわせて海外からの旅行者に対して、公衆無線LANなどを利用し、市内での観光滞在に必要な情報が、手軽に届く快適な通信環境を構築すること。

<文化観光局、都市整備局、経済局>

東京 2020 大会観戦客等の市内回遊を促進するためのプロモーションを実施するとともに、市内ホテルのニーズも踏まえながら、観光コンテンツの充実を図ってまいります。

また、訪日外国人からニーズの高い公衆無線LANの整備を公民連携により進めています。引き続き、都心臨海部や新横浜都心の公道上における公衆無線LANの拡充を行い、国内外からの来街者に快適な滞在環境を提供します。

旅行者の観光や消費につながる訪問が見込まれる商店街エリアにおいては、引き続き、商店街が行うWi-Fi設備の整備や多言語による情報発信のほか、地域や日本の文化・魅力を伝えつつ交流を創り出す取組等を支援します。

## 【雇用・労働政策】

1. 就職氷河期世代、高齢者、女性労働者など、多様な人材の活躍を促進するため、安定就労につながる資格等の取得の支援、雇入れ企業に対する助成金等の拡充をはかること。

また新型コロナウイルス感染拡大により、労働情勢への悪影響があることから、各種雇用対策をはじめ関係する労働関係法規の周知徹底と労働相談機関への支援など労働相談窓口の充実をはかること。

＜経済局、政策局、こども青少年局＞

市民向けの総合就職相談窓口「横浜市就職サポートセンター」において、若年者、再就職を目指す女性、シニアなど、それぞれに対して、必要性に応じた支援メニューを組み合わせて提供することで、相談から定着支援まで一貫した就職支援を行っています。さらに、合同就職面接会等、正規雇用を中心とした就職支援にも取り組んでいます。

また、就職氷河期世代の支援については、これまで取り組んできたことに加え、令和2年度からは新たに国の交付金も活用し、正規雇用を希望しながら非正規雇用として働く方や、長期にわたり無業の状態にある方など、個々の状況に応じた支援を行っています。

企業向け支援については、中小企業が多様な人材の確保・定着を目的として、就業規則の改定や女性専用設備の設置、テレワークの導入など職場環境の整備に取り組む際の経費の一部を助成する「職場環境向上支援助成金」制度により、中小企業における人材確保・定着を支援しています。コロナ禍においても、市内中小企業の多様な人材の活躍の促進に向けて、今後も多様で柔軟な新しい働き方の推進・周知啓発に努めていきます。

新型コロナウイルス感染拡大を受け、新たな雇用対策として、本市における新たな業務を市内中小企業等に委託し、一時的なつながりの雇用創出を行う「緊急雇用創出事業」を実施しています。さらに、WEBを活用した「横浜市就職サポートセンター」の拡充や「WEB 合同就職面接会」の開催など、更なる就職機会の提供を行うことで安定した雇用につなげてまいります。また、「横浜しごと支援センター」での労働相談や、働く人の基礎知識を掲載した冊子「ワーキングガイド」等の発行などにより、労働法制や国の制度等各種支援策の周知に努め、働く方々を支えてまいります。

2. 障がい者雇用の促進と差別禁止・合理的配慮により、安心して安定的に働き続けることができる就労環境の構築を、企業・行政・就労支援機関が連携してすすめること。

また、障がい者雇用が進まない中小企業に対する情報提供をはじめとする各種支援を横浜市障害者就労支援センターが中心となり推進すること。

<健康福祉局>

障害者雇用の促進に関する取組として、神奈川県や神奈川労働局と連携し、障害者雇用に関する企業向けセミナーの開催等を行っています。引き続き関係機関と連携しながら、障害者雇用の促進を図るとともに、安心して安定的に働き続けることができる就労環境の構築に向けて、企業への啓発に取り組んでいきます。

また、障害者就労支援センターでも、他の就労支援機関と連携を図りながら、障害者雇用が進まない中小企業に対する企業支援に取り組んでいきます。

3. 「横浜市立学校 教職員の働き方改革プラン」にもとづき、教員の働き方改革を推進すること。とりわけ、部活動や授業準備を含んだ「在校等時間」の客観的把握、業務縮減を可能とするための教育施策を見直し、学校の裁量による業務削減の推進を行うこと。

また教育の質的低下を防ぐため、教員の多忙化解消にむけて、学校現場への各種支援員の増員をはかること。

<教育委員会事務局>

教職員の働き方改革については、平成30年3月から導入したICカードによる出退勤管理により、年間を通して教職員の勤務実態を客観的に把握することができようになりました。実態を踏まえ、「横浜市立学校 教職員の働き方改革プラン」に掲げた4つの戦略と40の取組を複合的に進め、教職員の働き方改革を一層推進していきます。

また、職員室業務アシスタントや部活動指導員の配置、ICT支援員の派遣等に引き続き取り組みます。

4. 今後も増加が見込まれる外国人労働者の適正な労働環境等の確保をはかるため、外国人労働者の就業状況の把握、事業主に対する適切な指導・支援をすすめること。

また、地域における生活者として、外国人労働者に対する社会生活上の支援について、地方自治体も関係機関と連携をはかり取り組むこと。

<経済局、国際局>

外国人労働者に関する労働法制について、働く人の基礎知識を掲載した冊子「ワーキングガイド」等を作成し、周知・啓発に取り組んでまいります。市内中小企業に対しては、外国人労働者の適正な労働環境等を理解するためのセミナーを開催するなど、外国人雇用に必要な知識やノウハウ等の情報を提供します。

また、日本語の困難な在住外国人への基本的な行政サービスの提供や、窓口等の円滑化を目的として、小中高等学校や福祉施設、区役所等へ通訳ボランティアの派遣を実施しています。

## 【福祉・社会保障政策】

1. 新たな感染症への対応などを見据えた、地域医療構想の見直しを検討すること。特に、指定医療機関・保健所との連携や人員配置の見直しを含めた機能強化をはかること。

また、平常時から国民生活への影響を最小限にとどめるため、予防方法や感染防止策などの情報発信について早急に体制整備をはかること。

＜医療局、健康福祉局＞

「神奈川県地域医療構想」は、「神奈川県保健医療計画」の一部であり、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた保健医療計画の見直しを適切な時期に行う方向と聞いています。県の計画の見直しにあたっては、本市としても、県と緊密に連携していきます。

また、保健所は、地域における健康危機管理の拠点として、感染症対策の中心的な役割を担っています。新型コロナウイルス感染症への対応についても、積極的疫学調査やクラスター対策の強化、PCR検査体制の強化等を進め、感染拡大の防止に力を尽くしています。保健所の機能強化についても、人員配置や応援体制など対応を実施しており、引き続き、必要な対応を検討してまいります。

今後も感染症対策に着実に取り組み、市民の皆様の安全・安心の確保に全力で取り組んでまいります。

2. 少子高齢社会の実態を踏まえ、将来に向けた持続可能な医療・高齢者福祉・子育て支援制度を構築すること。

特に安全で質の高い医療・介護・保育職場における人材を確保するため、労働条件や職場環境の改善、離職防止と復職支援、資格取得とキャリアアップへの支援など、引き続き各種施策の拡充をはかること。

＜医療局、健康福祉局、こども青少年局＞

将来に向けた医療人材確保の支援として、医師の働き方改革や中小病院での勤務環境改善等への支援について検討しています。また、神奈川県ナースセンターと連携し復職支援を行うとともに、復職後の不安や課題などに対応するフォローアップ研修を実施しています。

介護人材については、第8期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画においても引き続き①新たな介護人材の確保、②介護人材の定着支援、③専門性の向上を3本柱として取り組んでいくとともに、介護職員処遇改善加算等の制度活用を促していきます。

保育士等については、平成30年度から国の公定価格における処遇改善等加算Ⅱと併せて、経験年数7年以上の全ての保育士等に月額4万円の処遇改善ができるよう本市独自助成を実施しています。保育士がより一層自信と誇りを持って長く働くことができるよう、職員配置加算等の独自助成を引き続

き行い、保育士の処遇改善に努めてまいります。また、引き続き職場内・外の研修の充実を図り、オンライン研修の開催により、受講の機会を拡充し、専門性の向上を支援します。

また、保育士宿舍借り上げ支援事業、保育士・保育所支援センター、保育士就職面接会、保育士修学資金等の貸付、保育士確保コンサルタント派遣事業などの人材確保に向けた取組のほか、保育士の居室（休憩室や更衣室等）の整備に対して補助することで、職場環境改善を図る待機児童解消促進事業、保育所等の利用調整における保育士の子どもの優先的取扱い、朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例による保育士の負担軽減、手厚い保育士配置基準など、保育士の定着に向けても取り組めます。

3. 介護サービスを必要とする人が、必要なサービスを負担可能な費用で受けることができる高齢者介護システムの構築をめざすこと。

特に地域で求められている介護需要を把握し、スムーズな利用が図れる施設の構築と、引き続き課題としている未届有料老人ホーム利用者の生活と権利擁護をはかること。

<健康福祉局>

介護保険法に基づき、介護サービスを必要とする方が必要なサービスを負担可能な費用で受けることができるよう各事業を実施しています。

また、本市では、収入要件等が一定の基準に該当する方を対象に利用者負担軽減制度として本市独自事業である介護サービス自己負担助成（在宅サービス利用者負担助成・グループホーム助成・施設居住費助成）を実施しています。

利用者の多様なニーズに対応できるよう、施設や住まいの整備に取り組むとともに、未届有料老人ホームについては、消防局及び建築局等と連携し、実態把握に努めています。その中で、まずは老人福祉法に基づく届出の勧奨をするとともに、地域との連携・交流も含め「横浜市有料老人ホーム設置運営指導指針」に適合した運営が図れるよう指導しています。

4. だれもが安心して子どもを産み育てられるよう、社会全体で子育てを支える仕組みを構築するため、待機児童の早期解消に向けた施策を推進すること。

あわせて放課後児童クラブについても、市内全域での充実と保育時間の延長など保護者のニーズを踏まえ、制度の充実をはかること。

<こども青少年局>

保育所等待機児童対策については、利用申請者数が増え続けていることにしっかりと応えていくため、既存の保育・教育資源を最大限活用したうえで、必要な保育所等を整備します。併せて、保育・教育コンシェルジュを中

心にお一人おひとりに合った保育サービスを御案内するなど、きめ細かな支援を実施することで、待機児童解消に向けて取り組んでまいります。

また、子どもたちの放課後の安全・安心な居場所を確保するため、放課後キッズクラブの全校設置を進め、令和2年4月に完了しました。利用者のニーズ等に応じた質的充実を図ることができるよう、事業の見直しを進めています。放課後児童クラブと併せて、子どもたちの放課後の充実に取り組んでまいります。

## 【社会インフラ政策】

1. 多発・甚大化している自然災害へ対応する情報発信について、その重要性が増していることから、地域住民はもとより観光や仕事等で滞在している人たちにも必要な避難情報が確実に届く仕組みとなるよう、各種情報通信手段を利用し地方自治体と地域コミュニティが連携して構築していくこと。

また各種のハザードマップや危険個所など情報の発信と自主避難の目安について周知・広報を行うこと。

### <総務局>

本市では、市民の方々や来街者の皆様に対して、災害時の緊急情報を迅速かつ確実に伝達するために、防災スピーカーを令和3年度までに190か所増設する予定です。また、防災スピーカーを補完するために戸別受信機やデジタルサイネージなど、新たな情報伝達手段の調査及び検討を行っています。

ハザードマップを確実に手に取っていただき、自宅周辺の危険な場所を確認し、より安全な避難行動をとっていただくため、ハザードマップの情報を基にマイ・タイムラインを作成し、一人ひとりの具体的な避難計画を立てていただくように広報しています。

2. 大規模・多様化する自然災害に対応するため、災害種別により設置場所が異なる避難所について、地域住民への周知をはかること。

また、障がいの有無、要配慮者・要支援者・高齢者に対応した福祉避難所の設置を進めながら、地域の中で包括的に受け入れることができる避難所設営をめざすこと。

### <総務局、健康福祉局>

地震、風水害など各種災害に関する防災情報をまとめた「防災よこはま」や風水害へ備えるべきことを学べる風水害リーフレットを通して、災害種別ごとに避難所が異なる旨を周知、啓発しています。引き続き、あらゆる機会を捉えて実施していきます。

また、災害発災時には、地域防災拠点での避難生活が困難な方のうち、特別な配慮が必要な方が避難生活を送る場として、二次的な避難場所である福祉避難所の開設を行います。

福祉避難所は、施設がバリアフリー化されているなど、要援護者の利用に適するよう、本市では、地域ケアプラザや特別養護老人ホームなどの福祉施設と区が事前に協定締結を結んでおり、その数は、令和2年4月現在において、およそ540程度となっております。

今後とも、一人でも多くの要援護者が適切に避難できるよう、福祉避難所の協定締結を進めてまいります。

3. 持続可能な社会基盤としての地域公共交通の確立をめざし、子どもの通学や高齢者の通院など、市民生活に必要な交通の維持・確保に対する施策を拡充すること。

また災害に強い交通インフラとするために、特に災害発災時に被災地支援が速やかに進むよう、地震・津波・浸水・土砂災害対策や老朽化対策の推進に取り組むこと。

<都市整備局、政策局>

平成30年10月に改定した横浜都市交通計画を踏まえ、平成31年4月から地域の主体的な取組への支援として、地域交通サポート事業の拡充を行う等誰もが移動しやすい地域交通の実現に向けた取組を進めています。

引き続き、交通事業者等とも連携しながら、住宅地から駅への交通アクセスを中心としたバス路線の維持・充実を図るとともに、医療、福祉、子育て等の多様なニーズにも対応するため、現行の外出支援施策に加え、ドア・ツー・ドアの移動が可能なタクシーの利便性向上を進めます。さらに、福祉に関わる主体との連携も含め多様な担い手による移動サービスの導入に向け、取組を進めてまいります。

また、災害に強いまちづくりの取組の方向性について平成31年3月に策定した「横浜市強靱化地域計画」では、大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の交通ネットワーク等を確保することを目標の1つとしています。

今後もこの計画を踏まえ、これまで以上に市民の皆様が安全に安心して暮らせる強靱な都市づくりを進めてまいります。

4. 危険度判定がされ安全対策が進められている市営バス停留所と横断歩道の課題に対しては、命を守ることを優先するため、地域の行政と警察が主体となり地域住民等の調整をすすめ、早期に市営バスや横断歩道を安全に利用できる環境をめざすこと。

<交通局>

交通管理者、道路管理者及び地域住民等との協議を継続し、引き続きバス停の安全対策に取り組んでまいります。

## 【環境・エネルギー政策】

1. 温室効果ガス排出削減に向け、市民の環境意識をさらに向上させるため、十分な広報・啓発活動を実施するとともに、オフィスや家庭における省エネ意識の醸成や取り組みに対する支援の充実をはかること。

また環境に配慮した機器を導入するにあたって、これまでの各種支援策を引き続き継続するとともに十分な広報をすすめること。

＜温暖化対策統括本部、環境創造局、建築局＞

「COOL CHOICE YOKOHAMA」を温暖化対策における広報普及啓発の旗印とし、家庭や事業所への取組を推進します。「ヨコハマ・エコ・スクール」や「横浜市地球温暖化対策推進協議会」を通じ、市民向けの講座や見学会等を開催するほか、「横浜市地球温暖化対策事業者協議会」では、事業所向けの省エネ講習会の開催など、今後も多様な団体や企業と連携し、温室効果ガス削減に向けて効果的な広報・普及啓発を実施します。

また、環境に配慮した機器への補助事業である「自立分散型エネルギー設備設置費補助事業」や「住まいのエコリノベーション（省エネ改修）補助制度」のような取組を引き続き実施するとともに、補助事業の御案内等に関する効果的な広報活動にも取り組みます。

2. 循環型社会環境を実現するため、食品ロスの削減に向けた普及啓発や、市民及び事業者などに対して、改めて各種リサイクル制度の普及啓発をはかること。

特に未利用の食料品を有効活用するために、地方自治体は、地域で運営されている「フードバンク」「フードドライブ」について、ネットワークの拡大・活動普及に向けた理解活動への支援をはかること。

＜資源循環局＞

本市では、食品ロス削減に向けて、様々な機会を捉えて食品ロスの現状や様々な取組について積極的に広報啓発を行うとともに、各種リサイクル制度についても引き続き市民・事業者に対し広報啓発を行ってまいります。

また、フードバンク・フードドライブ活動の拡大・活動普及に向けて、公共施設や事業所など市内各所でフードドライブを実施し認知度向上を図るなどの取組を積極的に推進しています。

引き続き、市民の皆様が食品ロスを出さないライフスタイルを実践していただけるよう取り組んでいきます。

3. 健康増進法の一部を改正する法律が今年4月から全面施行されたことから、地方自治体として「なくそう！望まない受動喫煙」を実現するため、

ルールに沿った取り組みが進むよう、関係各所へ周知し、指導・助言の強化をはかること。

また、課題とされる路上等の対象施設外での受動喫煙の対策について、引き続き市民の安全で健康的な環境を確保するために各種施策を推進すること。

<健康福祉局>

令和2年度の改正健康増進法全面施行を受けて、事業所等への助言・指導等、法に定められた事務を適切に執行し、ルールが順守される環境づくりを促進するとともに、法の趣旨や内容について、市民や関係機関への周知啓発活動を行い、受動喫煙防止のための取組を推進します。

また、路上等での受動喫煙の対策については、関係機関と連携し、法に基づく喫煙時の配慮義務について周知啓発を行い、市域における受動喫煙防止の機運向上に努めます。

## 【教育・人権・平和政策】

1. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴い、3カ月におよぶ一斉臨時休業となったことを踏まえ、子どもたちが安心して学び、学校生活を送ることができるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポートスタッフなどの人的な措置も含め、必要な環境整備を行うこと。

また、指摘されている第二波、第三波に備えるとともに、「新しい生活様式」も踏まえ、オンライン授業等の実施に向けたICT環境の整備を急ぐこと。

### <教育委員会事務局>

生活環境が大きく変化し社会不安が高まっている状況下、子どもたちが安心して学校生活を送るためにはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーがチーム学校の専門職として教職員とともに支援を行う必要があります。

両専門職に期待される役割は非常に大きいものがある一方で、現状の滞在時間では十分な支援を行い難い状況にあります。今後は、増え続ける児童生徒の抱える課題に対応するためにも、人員拡大等による各学校の滞在時間増、支援の質の向上など、さらなる体制の強化について検討を行っていきます。

文部科学省が示す「GIGAスクール構想の実現」を踏まえ、横浜市においても、令和2年度中に学校の通信環境の改修や1人1台端末の整備を行います。また、家庭に通信環境のない就学援助制度対象家庭へ貸与するためのモバイルルータを整備しました。

2. 市民ひとり一人が障がい者への理解を深め、偏見や差別のない共生社会をめざした取り組みを進めること。

### <健康福祉局>

各事業団体等が参画する障害者差別解消支援地域協議会において、企業等に対する障害者差別解消法を周知しているほか、当事者団体や支援機関等で構成されるセーフティネットプロジェクト横浜では、様々な団体等への障害理解出前講座等を行っています。

また、本市では事業者を対象とした研修会や広く市民向けのシンポジウム等を開催するなど、障害者差別の解消及び障害理解に関する啓発を進めています。

引き続き建設的な対話による相互理解を大切にしながら、誰もが暮らしやすい横浜を目指してまいります。

3. 差別的言動による人権侵害がヘイトスピーチ解消法施行後にも横行していることから、差別的言動の根絶に向けた条例制定と、引き続きヘイト行為の拡散防止に取り組むこと。

また、ヘイトスピーチ解消法は禁止・罰則を規定せず基本理念にとどまっていることから、当該行為に関する規程の制定など規制の強化を国に要請すること。

<市民局>

ヘイトスピーチ解消法や横浜市人権施策基本指針の趣旨に基づき、国や県、県警察などとも連携して、差別のない、一人ひとりの市民が互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会の実現を目指し、取組を進めてまいります。

4. 外国にルーツを持つ市民とその家族が安心して暮らせる多文化共生社会の実現をはかること。特に教育現場における進路指導などで、保護者と円滑な意思疎通が図れる通訳等の充実に取り組むこと。

<国際局、教育委員会事務局>

日本語の困難な在住外国人への基本的な行政サービスの提供や、窓口等の円滑化を目的として、小中高等学校や福祉施設、区役所等へ通訳ボランティアの派遣を実施しています。

特に教育現場においては、日本語によるコミュニケーションが困難な保護者に対し、個人面談、家庭訪問、進路説明等における学校への通訳の派遣を行っています。さらに、令和2年度からは、地域人材を活用した母語支援ボランティアによる保護者通訳など、新たな支援事業も開始しました。今後も、支援の充実に取り組んでいきます。

5. 性的マイノリティに関する認知度は高まっているものの、正しい理解はまだ進んでいない状況であることから、引き続き地域社会や職場、教育現場において、お互いの人権と多様性が尊重される社会の実現をめざし普及啓発を充実すること。

<市民局>

職員向けの啓発として、研修の実施および「多様な性のあり方に関する横浜市職員ハンドブック」を改訂し、全庁的な周知を図っています。また、市民向けの啓発として、市民向けイベントの開催および広報よこはま「人権特集号」による啓発等を実施しています。この他、横浜市パートナーシップ宣誓制度を実施しています。

性的指向または性自認の違いにかかわらず、一人ひとりの市民が互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会の実現を目指し、引き続き、啓発や研修の充実に努めてまいります。

6. 市内基地近隣住民が安心して生活を送れるよう、基地機能の一部強化・使用目的の変化や横浜ノースドックの諸課題について、これまでに確認されている項目の確実な履行と必要とされる情報が速やかに提供されるよう国に要請すること。

また日米地位協定の抜本的な見直し、厚木基地騒音対策や夜間離着陸訓練の禁止について、引き続き、国に要請するとともに住民の意志を尊重して対応すること。

<政策局>

市民生活の安心・安全面に不安があってはならないとの観点から、必要に応じ、国に対し要請を行ってまいります。

また、夜間離着陸訓練をはじめとした米軍機の騒音問題等米軍施設に起因する諸課題については、引き続き神奈川県及び県内基地関係市と連携しながら、国に対して適切な対応を求めています。

7. 課題とされる児童虐待、DVによる被害児童への対応について、児童相談所や市町村の家庭児童相談室における保健師等の体制強化をはかり、あわせて警察など関係機関との連携強化をはかること。

また児童相談所の一時保護所機能と相談機能の強化について、市内各施設の実態把握をすすめ、必要な地域への対応をはかること。

<こども青少年局>

本市では、平成26年度に担当係長、専任保健師、社会福祉職からなる虐待対応調整チームを全区に整備し、児童虐待対応に取り組むとともに、毎年度、必要な体制について検討をしています。

令和2年度には、区の虐待対応等の機能強化として、係長2人を増員しました。児童相談所においても、令和2年度に児童福祉司44人を含む78人を増員するとともに、平成29年2月に神奈川県警察と締結した「児童虐待事案に係る連携協定」をもとに、相互に情報共有を行っています。

また、児童相談所の機能強化についても、迅速・的確な対応を行うため、必要な体制を整えるとともに、専門的支援の充実に取り組めます。

## 【行財政政策】

1. 各種詐欺被害を受けやすい高齢者や子ども、障がい者に配慮し、行政と地域の連携により引き続き詐欺被害の未然防止・拡大防止をはかるとともに各種相談体制を強化すること。

また、消費者市民社会の実現に向け社会的課題であるカスタマーハラスメント被害の防止に向けた倫理的な消費者行動を促す消費者教育を推進するとともに、雇用・労働を含む人や社会に配慮したエシカル消費を促進すること。

<市民局、経済局、環境創造局>

高齢者等の特殊詐欺被害の未然防止と拡大防止を図るために、引き続き、県警や防犯協会などと連携して、留守番電話の設定など被害防止の対策を取っていただくよう、あらゆる機会を活用して呼びかけていきます。

また、消費者市民社会の形成を目指し、消費者教育を推進してまいります。

エシカル消費については、「広報よこはま」や「横浜環境情報 Twitter」等で広報するとともに、市内活動団体等と協力して講演会を実施し、普及・啓発を図っています。

2. 自治体が雇用する臨時・非常勤等職員（会計年度任用職員）については、地方公務員法・地方自治法の法改正の趣旨を踏まえ、同じ自治体で働く常勤職員との均等・均衡を基本に、処遇改善をはかるとともに、必要な財源の確保に向け国に働きかけること。

また、恒常的な業務を担う常勤職員の任用を適切に行うとともに、現在業務を担っている会計年度任用職員の常勤職員への移行や年限を定めない継続した雇用の確保をはかること。

<総務局>

本市が雇用する職員の労働条件につきましては、これまでどおり国等の動向なども見ながら、職員団体等と十分話し合うとともに、必要な財源については、機会をとらえて、国に要望してまいります。

常勤職員の任用については、業務に応じて適切に行ってまいります。

なお、一般職職員の採用は、地方公務員法の成績主義の考え方に基づき、原則として競争試験または選考による能力実証を行うこととされています。また、会計年度任用の職の任期は法令上1年間を上限としており、原則としては任期ごとに公募、選考等による能力実証が必要ですが、本市では雇用の安定の観点や国・他都市の状況も踏まえ、公募によらない再度の任用を4回まで可能としています。

3. 公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、公契約のもとで働く者の適正な賃金水準・労働条件の確保により、住民の福祉の増進に寄与することを目的とした公契約条例を制定すること。

また他の公契約条例制定自治体における取り組み状況の評価、賃金実態調査の継続、データの蓄積を進め、条例制定に向けた必要性の検証をはかること。

<財政局、政策局>

公共サービスの質とそこで働く労働者の皆様の適正な労働条件の確保は重要だと考えていますので、工事では、最低制限価格を国の基準よりも高く設定するなど、低価格競争対策や社会保険未加入対策、最新の労務単価等を反映した契約変更に積極的に取り組むなど、契約の適正化に努めており、引き続き取組を推進していきます。

こうした工事の取組に加えて、複数年にわたる委託契約と指定管理者制度における「賃金変動を反映した変更契約制度（スライド制）」を、平成30年度契約分から、全国に先駆けて導入し、特に新型コロナウイルス感染症の影響を強く受けている最近の雇用情勢にも配慮して制度を運用しております。

なお、対象事業者にアンケートを行った結果、最低賃金の上昇に対応することで人材確保を行うことができ、社会状況に応じた適切な制度であるなどの回答もいただいています。

今後ともしっかりと制度検証を行い、着実に実施していきます。

労働条件の確保に関しては、公契約条例の制定を含め、各自治体で様々な取組が行われていますので、関係団体の御意見を伺いながら、引き続き、より良い取組を行えるよう研究していきます。